税金の申告はお早めに!

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示また は写しの添付が必要です。詳細は、区冊(コード●)をご覧い ただくか、お問い合わせください。



住民税の申告

区役所

住民税(特別区民税・都民税)は、前年1~12月の所得と各種控除 (配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など)を基に算出します。

申告期間 2/16(水)~3/15(火)

提出方法

総合庁舎本館2階税務課(〒153-8573目 黒区役所〈住所不要〉)へ郵送または持参

※感染防止のため 郵送での提出を ご検討ください

問税務課課税第一~三係(☎5722-9820、☎5722-9324)

住民税の申告が必要なかた -

4年1/1現在、次の●~❸のいずれかに該当するかた

- ●区内に住所があり、前年中に所得があった
- ②区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
- ❸区内に住所があり、前年中に所得がなかったか、所得が45万円以 下で、次のいずれかに該当(予定者を含む)する
 - ●国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
 - ●児童関連の手当・助成や電話料金の助成などを受給
 - ●課税(非課税)証明を必要とする
- ※申告が必要と見込まれるかたに、1/31頃に申告書を郵送します。 申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください

住民税の申告が必要のないかた・

- ●所得税の確定申告をする
- 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出される
- 公的年金収入が400万円以下で、その他の収入がなかった ※扶養控除・障害者控除の追加など源泉徴収票の控除内容に変更等 があるかたは住民税の申告が必要な場合があります

社会保険料控除 •

前年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。納付 額はお問い合わせください。

- ■国民健康保険料(個国保年金課収納係☎5722-9610、磁5722 -9339) ●後期高齢者医療保険料(圓国保年金課後期高齢者医療 係☎5722-9838、☎5722-9339) ●介護保険料(圓介護保険 課介護保険資格・保険料係☎5722-9845、☎5722-9716)
- ■国民年金保険料(個目黒年金事務所☎3770-6421)
- ※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審 査係(☎5722−9842、☎5722−9716)へ

年金を受給しているかたへ —

次のすべてに該当する場合、確定申告は不要です(控除内容に変

- 更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合あり)。
- ●公的年金などの収入合計額が400万円以下
- ●公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※上記の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出 することができます

住民税で寄附金控除を受けたいかたへ・

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」または 「住民税・事業税に関する事項」の寄附金欄に記入が必要です。

感染症対策にご協力ください

- ●窓口では、アルコール消毒液の設置、記載台・ボールペンなどの 定期的な消毒等を行います
- 提出場所へ行く際は、咳エチケット・手指消毒にご協力ください

所得税などの確定申告

税務署

申告期間

所得税・復興特別所得税 2/16(水) $\sim 3/15$ (火)

贈与税 2/1(火)~3/15(火)

個人事業者の消費税 3/31(木)まで

提出方法

次の①または②で申告してください

- ●e-Tax(国税電子申告・納税シス テム)で提出
- 2 目黒税務署(〒153-8633中目 黒5-27-16)へ郵送または持参

※感染防止のため、パソ コンやスマートフォン を利用するe-Taxでの 提出をご検討ください

問目黒税務署(☎3711-6251〈自動音声〉)

確定申告書の作成・相談方法ほか・

●スマートフォン・パソコンなどで作成

国税庁冊(コード2)の確定申告書等作成コーナーで 作成できます。



●申告書作成会場で作成

入場には整理券が必要です。整理券は当日会場で配布する(受け付 けを早めに終了する場合あり)ほか、コミュニケーションアプリLINE で事前入手できます。詳細は国税庁(コード2)をご覧ください。

2/16(水)~3/15(火) 8:30~16:00 日時 ※相談は9:15から。土・日曜日、 祝日を除く。ただし、2/20 (日)・27(日)は開設 ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20 住友不動

院 • ヒカリエ ベルサール渋谷

※駐車場・駐輪場はありません 税理士による無料申告相談(予約が必要)

産渋谷ファーストタワー2階)

日時	会場	対象
2/1(火)·2(水) 9:30~16:00	緑が丘文化会館 (緑が丘2-14-23)	小規模納税者の所得税・消費税、年 金受給者・給与所得者の所得税など
2/3(木)·4(金)· 8(火) 9:30~16:00	中目黒住区センター (中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)	の申告(土地・建物や株式等の譲渡 所得があるかたを除く)

※前年の申告書の控え、必要書類、電卓、マイナンバーカードなどの本人確認書 類等を持参

申し込み方法

事前申込電話(☎0570-006590。月~金曜日9:00 ~18:00)、または事前申込サイト(コード3)へ



東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談(予約が必要)

日時 2/16~3/15の毎週月・水・金曜日9:30~11: 30、13:00~15:30(1人30分。2/21は税理士記念 (中目黒5-28-17)

会場

※申告書の作成・提出はできません

※土地・建物や株式などの譲渡所得の相談は対象外

日相談会のため相続税・贈与税なども相談可)

申し込み方法 電話で、東京税理士会目黒支部(☎3715-1580、 \mathbf{X} 3715 – 2424) \wedge

ご注意ください。

- ●地区サービス事務所は、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行いません
- ●医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書は5年間保管してください)
- ●上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式の選択についての申告方法、納税通知書送達後の取り扱いなど詳細は、区間(コード●)をご覧いた だくか、お問い合わせください



